

第57号議案

平成30年度京都府水道事業会計補正予算（第2号）

（総則）

第1条 平成30年度京都府水道事業会計の補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量）

第2条 平成30年度京都府水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量のうち、年間総給水量及び一日平均給水量を次のとおり補正する。

	（既決予定量）	（補正予定量）	（計）
(2) 年間総給水量	38,745,626立方メートル	972,174立方メートル	39,717,800立方メートル
(3) 一日平均給水量	106,152立方メートル	2,664立方メートル	108,816立方メートル

（収益的収入及び支出）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 水道事業収益	5,328,204千円	4,469千円	5,332,673千円
第1項 営業収益	4,863,627千円	3,728千円	4,867,355千円
第2項 営業外収益	464,577千円	741千円	465,318千円
	支 出		
第1款 水道事業費用	5,188,583千円	△21,606千円	5,166,977千円
第1項 営業費用	4,675,761千円	△73,973千円	4,601,788千円

第2項 営業外費用 511,820千円 52,367千円 564,187千円

(資本的収入及び支出)

第4条 予算第4条に定めた資本的収入及び支出の予定額を次のとおり補正し、同条かっこ書中「2,339,730千円」を「2,274,325千円」に、「242,077千円」を「203,423千円」に、「481,760千円」を「665,403千円」に、「1,615,893千円」を「1,405,499千円」に改める。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
収 入			
第1款 資本的収入	3,511,748千円	△429,627千円	3,082,121千円
第1項 企業債	2,684,000千円	△534,000千円	2,150,000千円
第2項 出資金	669,347千円	△809千円	668,538千円
第3項 補助金	158,400千円	30,182千円	188,582千円
第5項 貸付金元金収入	0千円	75,000千円	75,000千円
支 出			
第1款 資本的支出	5,851,478千円	△495,032千円	5,356,446千円
第1項 建設改良費	3,808,862千円	△499,170千円	3,309,692千円
第4項 国庫補助金返還金	0千円	4,138千円	4,138千円

(企業債)

第5条 予算第6条中「2,684,000千円」を「2,150,000千円」に改める。

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費)

第6条 予算第8条に定めた経費の金額を次のとおり補正する。

(科目)	(既決予定額)	(補正予定額)	(計)
職員給与費	532,578千円	△11,602千円	520,976千円

(他会計からの補助金)

第7条 予算第9条中「36,202千円」を「36,141千円」に改める。

第8条 予算第9条の次に次の1条を加える。

(予定支出の各項の経費の金額の流用)

第10条 予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。

消費税及び地方消費税に不足が生じた場合における営業費用及び営業外費用間の流用

平成31年3月4日提出

京都府知事 西 脇 隆 俊